

緊急事態宣言発令中！

昨日、兵庫県への緊急事態宣言の発令期間が3月7日まで延長されました。県内では、新規感染者は減少傾向にありますが、重症病床使用率が50%を超えるなど、まだまだ医療体制は厳しい状況が続いています。

今が大事な時期です。皆様には、いのちと健康を守るため、引き続き次の4つの取組にご理解、ご協力をお願いします。

- 1 営業時間の短縮
(飲食店等は20時までの営業。酒類の提供は19時まで)
- 2 外出自粛
(不要不急の外出自粛)
- 3 出勤抑制
(テレワーク等による「出勤者の7割削減」)
- 4 イベント開催制限
(人数の上限を5,000人、かつ屋内にあっては収容率50%以下に、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保)

家庭、施設等へのウイルス持込み防止

家庭での感染が県内感染経路の約5割を占めています。特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、ウイルスを持ち込まないよう、次の取組をお願いします。

- 日中も含めた不要不急の外出の自粛を強くお願いします。
- 不要不急の都道府県間の移動や、緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りを自粛してください。
- 家庭内も含め、大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食を控えるとともに、食事会の会話を極力控えてください。
- 毎日の検温、手洗い、マスクの着用など健康管理を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合は、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三